

## 新しい地域経営の計画（素案）について

- 新しい地域経営の計画（素案）について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 新しい地域経営の計画（素案）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 政策編の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- （参考）各政策項目の具体的な記載内容（個表）・・・・・・・・P 4
- 地域編の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
- 改革編（岩手県集中改革プログラム（仮称）【骨子】）の概要・・・P 6
- 今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

# 新しい地域経営の計画（素案）について

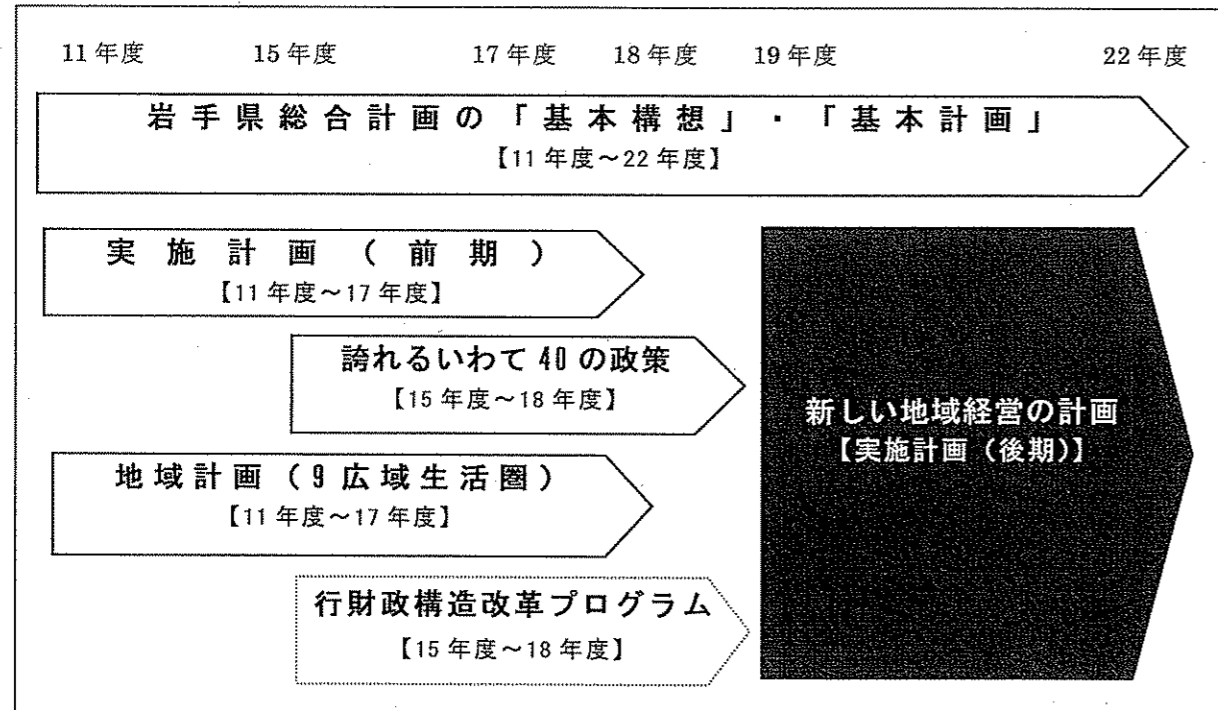
## ○ 計画策定の趣旨、位置付け、計画期間等

現在、本県では、平成 11 年度から 22 年度までを計画期間とする「岩手県総合計画」に沿って、さまざまな政策を推進しています。

これまで、「前期実施計画」(H11～H17 年度)のほか、「誇れるいわて 40 の政策」(H15～H18 年度)などを策定し、さまざまな取組みを展開してきました。

しかし、グローバル化の急速な進展などに伴い、地域経済や県民生活を取り巻く環境も大きく変化する中、依然として厳しい雇用情勢や医療資源の地域偏在をはじめ、私たちの暮らしは、さまざまな危機に直面しています。

こうした危機を希望に変えていくため、平成 19 年度から 22 年度までの今後 4 年間に、重点的・優先的に取組んでいく政策などを、新しい地域経営の計画として定め、「総合計画」の後期実施計画として位置付けようとするものです。

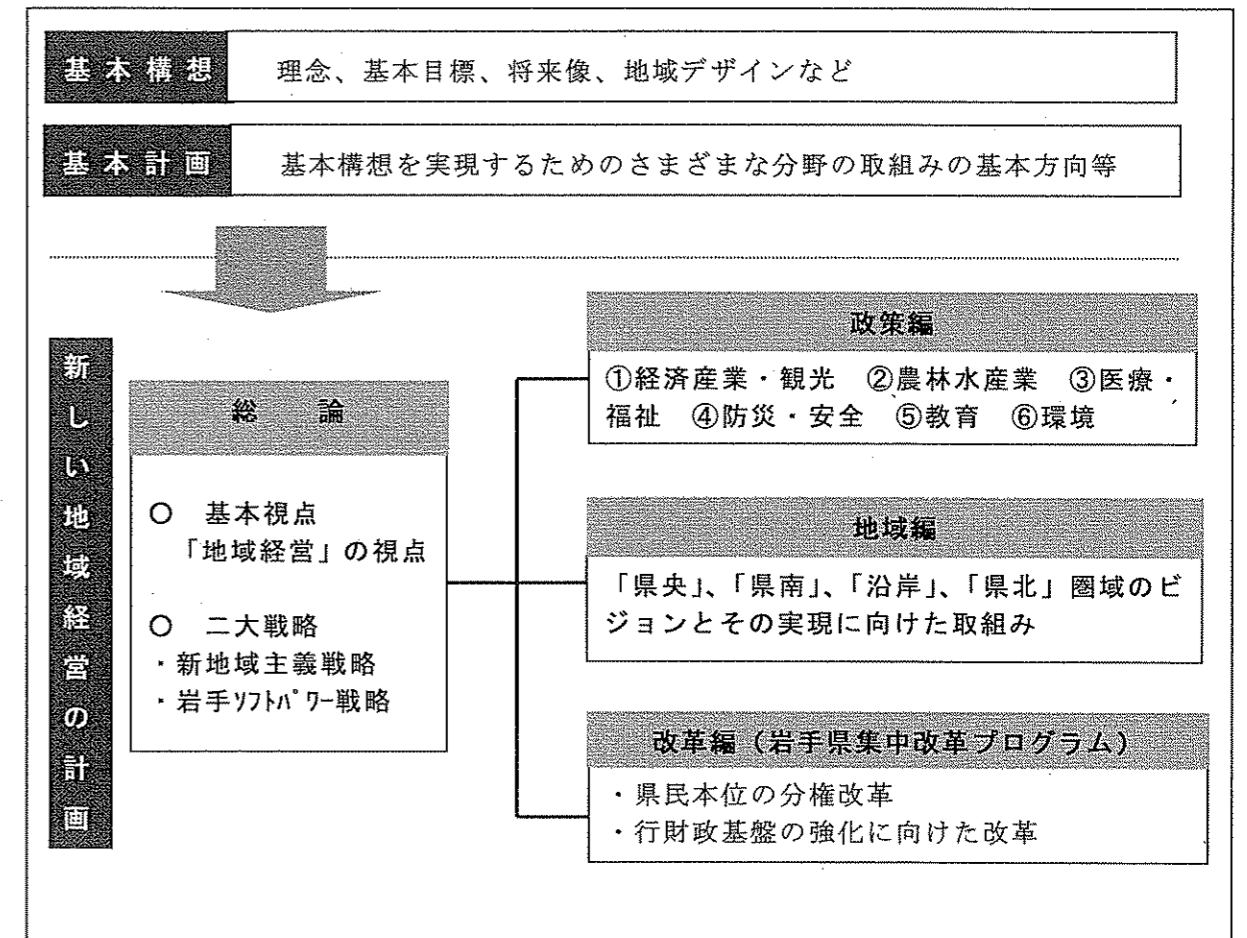


## ○ 計画の構成（内容）等

地方分権が大きな流れとなる中、真の地方分権を確立していくためには、4広域振興圏の確立を視野に、広域的な課題などについては、市町村の枠組みを越えて、効果的に政策を展開していくことが必要です。

また、本県の財政状況が逼迫する中で、「行財政改革」をしっかりと進め、その中で、政策の「選択と集中」を徹底し、より効果の高い取組みを推進していくことが求められています。

このような観点から、「新しい地域経営の計画」は、県全体の政策推進の方向性を示す「政策編」と4広域振興圏の確立に向けた「地域編」のほか、「改革編（岩手県集中改革プログラム）」を一体的に策定し、その実効性を高めます。



# 新しい地域経営の計画(素案)の概要

## これまでの取組みと本県を取巻く社会経済情勢の変化

- 1 これまでの主な取組み・成果
- 立ち遅れていた社会資本の整備を進め、県民生活や産業基盤を充実
  - 整備した社会資本を活用した県民生活の質の向上や地域産業の振興に向けたソフト施策を重点的に展開
- ▼
- ・北上川流域を中心とした自動車産業の集積
  - ・「結いの精神」を生かしたご近所介護ステーション、いわて型ペレットストーブなど、地域に潜在する資源に新しい価値を吹き込む取組みの普及 など
- 2 本県を取り巻く社会経済情勢の変化
- ・グローバル化の進展
  - ・人口減少、超高齢社会への移行
  - ・地域コミュニティの変容
  - ・地方分権改革の進展

## 本県の現状と今後の課題

- 1 本県の現状(本県が直面する危機)
- ・回復が遅れている県民所得・雇用情勢
  - ・歯止めがかからない人口流出
  - ・全国との格差が拡大する医師数
  - ・財政状況の逼迫
- 2 今後の課題
- 地方分権が大きな流れとなる中、地域の自立を実現していくため、
- ① 力強い産業経済基盤の構築  
ものづくり産業の集積促進、農林水産業や食産業、観光産業を総合産業として育てていく必要
  - ② 安全・安心な暮らしを支えるセーフティネットの充実  
医療資源の地域偏在の解消、子育て環境や高齢者介護、防災・防犯など、地域力を生かしたセーフティネットの構築が重要
  - ③ 県北・沿岸圏域の振興  
優れた資源を生かした産業振興、地域医療の確保など、安心・安全な生活の確保に向けた環境整備が必要

## 取組みの視点

### 地域経営の基本的考え方

県民、企業、NPO、行政など地域社会を構成するすべての主体の総力を結集し、歴史的・文化的・経済的・人的資源など地域資源を最大限に活用しながら、地域の個性や特色を生かした取組みを展開することにより、地域の価値を高めていく

(仮)「県民一人ひとりが確かな『希望』を抱く県土づくり」

重点目標

県民の所得と雇用、安心な暮らしを守る

(県民所得の向上、雇用環境の改善、人口転出への歯止め、地域医療の確保)

### 危機を希望に変える2つの基本戦略

#### 新地域主義戦略

4大広域振興圏を明確な顔をもった圏域として進化させるとともに、地域コミュニティの機能を強化

#### 岩手ソフトパワー戦略

岩手の文化や岩手の心を積極的に発信し、国内外に定着させることにより、岩手の文化的魅力や道義的信頼を高める

### 【政策編】

政策の6本の柱

I 地域に根ざし世界に挑む産業の育成

III 「共に生きる岩手」の実現

II 日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立

IV 総合的な防災対策と危機管理の徹底

V 「ふるさとづくり」を担う人材の育成

VI 世界に誇れる「岩手の環境」の実現

基盤

社会資本の整備、情報基盤の整備、公共交通の維持

### 【地域編】

#### 県央

都市と農山村が広域的に連携し合いながら北東北の拠点としての機能を担う地域

#### 県北

八戸圏域等との交流・連携を深めながら培われた知恵・文化を新たな取組みに生かす活力みなぎる地域

#### 県南

「連繫」と「協働」により、地域の資源を大切にしながら世界に誇れる岩手をリードする地域

#### 沿岸

三陸から世界へはばたく産業が躍動し、海陸の交流拠点としての機能を担う地域

### 【改革編】

#### <県民本位の分権改革>

**改革I** 県と市町村の役割分担の再構築

**改革II** 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり

#### <行財政基盤の強化に向けた改革>

**改革III** 組織パフォーマンスの向上

**改革IV** 行財政構造の徹底した簡素・効率化

**改革V** 外郭団体等の改革

# 政 策 編 の 概 要

重点目標

## 県民の所得と雇用、安心な暮らしを守る

県民所得の向上  
拡大傾向にある国民所得との格差の縮小を図る。

雇用環境の改善  
求人不足数の縮小を図る。

人口転出への歯止め  
地域活力を低下させる人口転出を抑制し、社会減に歯止めをかける。

地域医療の確保  
医師数の全国水準との乖離の拡大に歯止めをかける。

### 重点的・優先的な政策の展開

政策

**I 地域に根ざし世界に挑む産業の育成**

◆自動車産業を核としたものづくり産業のさらなる集積促進を進めつつ、平泉文化の世界遺産登録などを契機とした海外からの観光客の受け入れを促進するなど、地域に根ざし世界に挑む産業の育成を推進

- ものづくり産業の集積促進
- 食産業の展開
- 地域回遊交流型観光の推進
- 東アジアをはじめとした海外市場への展開
- ものづくり産業人材の育成
- 雇用環境の改善
- 中心市街地の活性化

**II 日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立**

◆本県の農林水産業をリードする経営体を育成するとともに、生産性・市場性の高い農林水産物の産地形成や、消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大を図り、日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立に向けた取組みを推進

- 農林水産業をリードする経営体の育成
- 生産性・市場性の高い農林水産物の産地形成
- 消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大

**III 「共に生きる岩手」の実現**

◆医師の不足や地域偏在の解消に向けた取組みを強力に推進するほか、県民が一体となって互いの生活を支え合う「共に生きる岩手」の実現に向け、子育て世代の方々や高齢者、障害者など誰もが安心して暮らせる環境の整備を推進

- 医師確保をはじめとした地域医療の確保
- 子育て環境の整備
- 高齢者や障害者が地域で生活できる環境の構築
- 健康づくりの推進

**IV 総合的な防災対策と危機管理の徹底**

◆地域の自主防災組織の強化のほか、市町村をはじめとした防災関係機関との連携を密にし、地震・津波、集中豪雨などに備えた防災体制を整えるとともに、警察の防犯体制を強化するなど、総合的な防災対策と危機管理の徹底を促進

- 防災対策の強化
- 治安対策の推進による安全・安心なまちづくり

の

6

**V 「ふるさとづくり」を担う人材の育成**

◆学力向上の取組みやキャリア教育を強化し、生徒の進路の可能性を広げる取組みを推進することをはじめ、県民総参加の「教育立県」を基本理念として、「人づくり」から「ふるさとづくり」を推進

- 家庭・地域と協働する目標達成型の学校経営への改革
- 児童生徒の学力向上
- 豊かな心を育む教育の推進
- 児童の体力向上
- 特別支援教育の充実

- 競技スポーツの強化
- 地域に根ざした高等教育機能の充実
- 多様な市民活動を牽引するさまざまな人材の育成と活用
- 団塊の世代を中心とした定住と交流の促進

本

**VI 世界に誇れる「岩手の環境」の実現**

◆本県が有する豊かな自然環境を次の世代へと引き継ぐため、地球温暖化対策や3Rを基調とする資源循環型の取組みのほか、バイオマスなどの新エネルギーの普及に努め、世界に誇れる「岩手の環境」の実現に向けた取組みを推進

- 新たな環境産業の創出
- バイオマスなど新エネルギーの利活用促進
- 地球温暖化対策の推進
- 廃棄物対策を通じた循環型地域社会の形成

- 多様で豊かな環境の保全
- 歴史遺産の継承と伝統文化の振興

の

### 社会資本の整備、情報基盤の整備、公共交通の維持

上記6本の柱に関連する政策、また、これを支えることとなる基盤の整備

柱

(参考) 各政策項目の具体的な記載内容 (個表)

政策項目 No. 1

ものづくり産業の集積促進

1 目指す姿

ものづくり基盤技術の高度化と集積が一層進み、高度な部材の供給基地として国際的な競争力を持つとともに、この強みを生かし自動車関連産業や半導体関連産業などの集積が進み、国内有数の「ものづくり産業集積地」が形成されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
ものづくり関連分野 (輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等) の製造品出荷額	15,590 億円 <sup>①</sup>	17,000 億円

【目標値の考え方】

平成 18 年度に策定した産業成長戦略において、10 年後の製造品出荷額の概ね 2 割増 (約 3,200 億円増) を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22 年度の目標値を 17,000 億円 (約 1,400 億円増) とするもの。

現状

- 平成 16 年における製造品出荷額 (食料品なども含む) は 24,125 億円 (4 人以上の事業所) と、全国 30 位となっています。
- 平成 19 年に実施した県民意識調査において、「新しい工場や事業所ができ、地域経済が活性化していること」を約 65% が重要と回答しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

優れた産業人材の育成とものづくり基盤技術の高度化を進め、高度な機能や品質を持つ部品や材料を供給できる企業群の集積を推進します。さらに、これらの強みを生かして、自動車関連産業や半導体関連産業の集積を進め、電気・電子、精密機械産業などとともに連峰型の産業集積を実現します。

このため、特に、市場に近い誘致企業等と基盤技術を有する中小企業等とが交流・連携する「擦り合わせ」を促進します。

また、地域の産業支援機関や研究機関の連携を強化して、企業ニーズに対応した体系的な支援体制を構築することにより、基盤技術の高度化と研究成果の事業化を進めます。

さらに、産業競争力の強化を支援するため、経済活動の基盤となる道路整備を進め、物流の円滑化を図ります。

主な取組み内容

- 川上企業と川下企業のネットワーク構築  
自動車や半導体関連産業などの「ものづくり産業」の具体的なニーズや課題解決に向けて、誘致企業などの完成品メーカーと基盤技術を有する中堅・中小企業が交流・連携する機会を創出し、完成品メーカーによる「育成支援」の仕組みづくりを推進します。
- 地場企業の育成強化、基盤技術の高度化  
企業ニーズに対応した体系的な支援体制を構築することにより、基盤技術の高度化を強力に支援するとともに、生産工程の改善指導や技術展示商談会の開催、取引支援、人材育成支援などにより、品質・コスト・納期などの面において競争力のある中小企業を育成します。

- 技術開発の取組強化  
大学・試験研究機関等における研究分野を重点化し、産学官金連携による素材系 (酸化亜鉛、コバルト合金等)、基盤技術系 (金型、鋳造、表面処理等)、自動車・半導体関連応用製品 (発光ダイオード、プリント基板等) の技術開発と研究成果の事業化を推進します。
- 企業誘致の取組強化  
大型の設備投資奨励補助金、税制などの各種優遇制度を活用して、自動車や半導体関連産業をはじめとした完成品メーカーの誘致を強力に推進するとともに、研究開発機能を有する企業の誘致を推進します。
- ものづくり産業人材の育成強化  
教育界と産業界の緊密な連携体制のもとで、工業高校や産業技術短大への専攻科の設置、岩手大学大学院への企業人材の派遣支援、さらには岩手県立大学における実践講座開設による高度技術者の養成、小中学校や高校におけるものづくりに関するキャリア教育などを推進します。
- 広域連携の強化  
隣県等と共同で自動車関連技術展示商談会を開催するなど、産学官による広域連携を進め、県域を越えた産業クラスターの基盤を形成し、技術開発力や域外への部品・製品供給能力の向上など、広域地域全体としての競争力を強化します。
- 物流の円滑化  
内陸部の工業団地や流通基地などの物流拠点と港湾を結ぶ道路、また、高規格幹線道路 I C へのアクセス道路などの整備を進め、物流の円滑化を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

ものづくり産業の集積を進めるためには、主体である民間企業が技術レベルを向上させ、競争力を高めていくことが必要です。

このため、県においては、企業自らが業界の動向やニーズを把握し、企業や大学、行政等との交流・連携を進めていくことができる産学官ネットワークの構築や育成支援の仕組みづくりに取り組むとともに、県域を越えた産業クラスター基盤の形成に取り組めます。

県	市町村・産業支援機関	企業等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県との連携など広域的な産業振興施策の企画・調整</li> <li>・産学官金ネットワークの構築</li> <li>・企業誘致</li> <li>・研究開発支援・取引支援など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の産業振興施策の企画・調整</li> <li>・企業誘致 (市町村)</li> <li>・研究開発支援・取引支援など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術レベルの向上</li> <li>・研究開発の推進・取引拡大など</li> </ul>

# 地 域 編 の 概 要

## ～基本方針～

### 1 趣 旨

4広域振興圏の確立に向け、広域振興圏ごとに、産業振興を中心とした目標やそれに向けた具体的な取組み等を明らかにする。

### 2 計画期間

平成19年度～平成22年度(4カ年)

### 3 策定方針

#### (1) 地域との協働

→ 広域振興圏ごとに、地域住民とのワークショップやインタビュー、各種懇談会等により、地域との協働、役割分担に基づいた取組方針・計画を策定

#### (2) 緊急・重点的な課題への対策に特化

(3) 横断的取組みにより地域の総合力を最大限に発揮するよう創意工夫  
→ 産業振興分野

#### (4) 具体的取組み・数値目標の設定

#### (5) 政策編との関係

→ 医師確保、治安対策、学力向上など、全県的に一定の水準を確保する施策については、基本的には政策編に掲載

### 4 構 成

《導入部分》 ※4圏域共通で作成

《圏域別計画》 ※4圏域ごとに作成

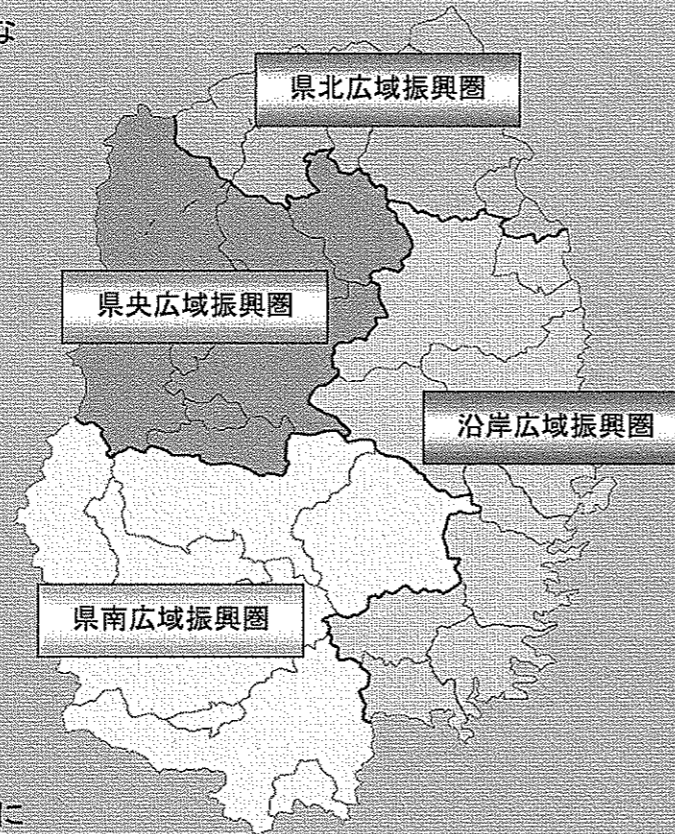
○ 圏域の目指す将来像

○ 圏域の振興施策の基本方向

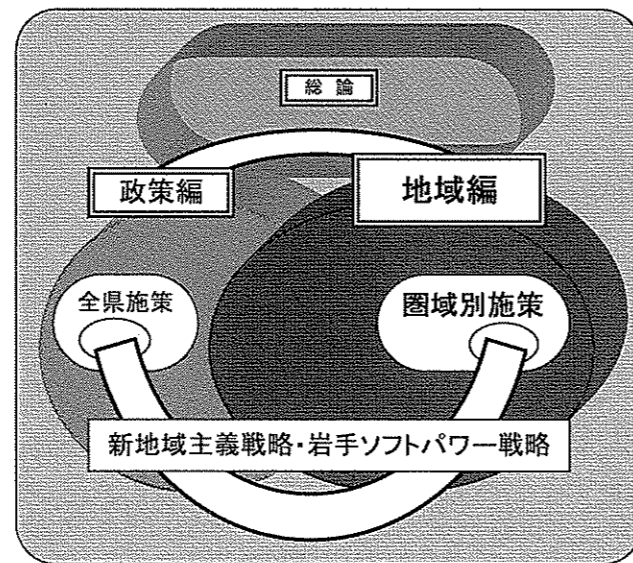
〈重点施策〉

- 重点施策項目
- ・ 目指す姿【上位指標】
- ・ 目指す姿を実現するための取組み
- ・ 取組みにあたっての役割分担
- ・ 具体的な推進方策【中間指標】

※ 重点施策ごとに具体的取組みを記載



【参考】「新しい地域経営の計画」における地域編の位置付け(政策編との関係)



## ～各圏域の目指す将来像及び基本方向～

### 県 央

都市と農山村が広域的に連携し合いながら  
北東北の拠点としての機能を担う地域

#### 【基本方向】

##### I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

(学術研究機能の集積を生かしたIT産業・ものづくり産業の創出、優れた自然・豊富な温泉資源を活かした滞在型観光の振興 など)

##### II 快適で安全・安心な地域社会の形成

(北東北の拠点都市にふさわしい都市環境、生活環境等の整備 など)

### 県 南

「連携」と「協働」により、地域の資源を大切にしながら  
世界に誇れる岩手をリードする地域

#### 【基本方向】

##### I 地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築

(世界に通用するものづくり基盤の構築に向けた自動車・半導体・産業用機械関連産業の集積促進、平泉の文化遺産等を生かした観光産業の振興 など)

##### II 助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の形成

(保健・福祉分野のより一層質の高いサービスの提供、自然災害等により生命や健康を脅かす「健康危機」に備えた体制の整備 など)

### 沿 岸

三陸から世界へはばたく産業が躍動し、  
海陸の交流拠点としての機能を担う地域

#### 【基本方向】

##### I 地域の自立を支える産業の振興

(世界的シェアを誇る地域中核企業を中心とした産業集積の促進・新産業の創出、優れた自然景観・産業遺産など多様な地域資源を活用した沿岸ならではの観光の振興 など)

##### II 安全・安心な暮らしができる三陸地域の形成

(地震津波などの災害に的確に対応する防災対策の推進、少子高齢化対策・保健医療などの充実による暮らしやすい定住環境づくり など)

### 県 北

八戸圏域等との交流・連携を深めながら  
培われた知恵・文化を新たな取組みに生かす活力みなぎる地域

#### 【基本方向】

##### I 地域の自立を可能とする産業経済基盤の構築

(冷涼な気候等を生かした農林水産物の生産拡大、体験・交流型観光の推進、「食」を通じた産業の展開 など)

##### II 安全・安心に暮らせる地域社会の形成

(こころの健康づくり、第2クリーンセンターの整備、県境産業廃棄物不法投棄事案への対応 など)

# 改革編(岩手県集中改革プログラム(仮称)【骨子】)の概要

## I これまでの改革の取組み

○岩手県行財政構造改革プログラム(H15～H18)を策定し、改革を推進

○NPO等との官民協働の推進や、市町村への権限移譲、県出資等法人の見直し、振興局再編などの取組みに着手

○歳入確保に加え、職員数の削減・総人件費の抑制、公共事業等の抑制などの歳出の見直しや組織のスリム化、事務事業の見直し・効率化などを推進

○質の高い行政サービスの実現に向け、職員の意識改革、IMS、電子県庁の構築、県立大学等の独立行政法人化などを推進

## II 更なる改革の必要性

### ■グローバル化の進展

グローバル化により、これまで社会を形づくってきた制度や価値観が大きく変化しており、こうした変化にしっかりと対応できる行財政システムを構築していくことが必要

### ■地方分権改革の進展

地方分権改革を進めていく中で、その地域に最もふさわしい公共サービスが提供されるような仕組みを作り上げていくことが必要

### ■多様な官民協働の推進

多様化・高度化するニーズに効果的・効率的に対応していくためには、地域の実情に応じ、行政だけではなく、多様な主体により公共サービスを担う仕組みを構築していくことが必要

### ■引続き厳しい財政環境

県債償還が高水準で推移することなどから、今後も多額の財源不足が発生

平成20～22年度までの間において  
現在見込まれる職員数の削減と  
制度上可能な県債の追加発行を行ってもなお、  
各年度200～300億円程度の歳入歳出ギャップ

## III 改革の基本方針

### 《更なる改革の3つの視点》

～視点1～  
**分権型  
行政システムの確立**  
○地域のことは、地域自らが決定し、地域社会の構成主体の総力を結集して取り組む仕組みづくり

～視点2～  
**持続可能な  
行財政構造の構築**  
○将来にわたり安定的な行政サービスの提供が可能となるような行財政構造の構築

～視点3～  
**より質の高い  
県民本位のサービス提供**  
○県民本位の視点で業務を見直し、県民ニーズを一層的確に行政サービスに反映した満足度の高いサービスを提供

「公正・自立・共生」を理念として、更なる改革を推進!

### 《5つの改革》

#### 県民本位の分権改革

【改革1】 4広域振興圏の確立に向けた  
**県と市町村の  
役割分担の再構築**

【改革2】 オール県民力を活かした  
地域経営を進めるための  
**民間力・地域力が最大限に  
発揮される仕組みづくり**

#### 《推進項目及び主な取組み》

- 市町村合併の推進
- 市町村への権限移譲の推進
- 市町村の行財政基盤強化の支援
- 広域振興局等への再編の推進
- 公共サービスの役割分担の明確化
- 事務事業の仕分けによる検討
- 多様な主体により公共サービスが提供される仕組みづくり
- 総合的に推進する体制の整備、指定管理者のモニタリング
- 岩手型の市場化テストの導入
- 対象事業検討、提案公募型アウトソーシングの導入

#### 行財政基盤の強化に向けた改革

【改革3】 県民本位の満足度の高い  
サービスを提供するための  
**組織パフォーマンスの向上**

【改革4】 プライマリーバランスの均衡を基本に  
**行財政構造の  
徹底した簡素・効率化**

【改革5】 将来にわたり  
県の過大な財政負担が生じないように  
**外郭団体等の改革**

- 組織力を最大限に発揮できる体制の整備
- 職員研修体系の見直し、人材育成制度の充実、最適な組織体制の構築
- 行政品質向上運動の推進
- 県民サービス憲章(仮)の策定、継続的な改革改善の推進
- 開かれた県庁の推進
- 公共調達透明性・公正性の確保
- 県民サービスの利便性の向上
- 窓口サービスの利便性の向上
- 政策の選択と集中による行財政資源の配分
- 事務事業の総点検
- 政策評価システムの改革、予算編成システムの見直し
- 行財政構造のスリム化
- 歳入確保の強化・徹底した歳出の見直し
- 総人件費の抑制(職員給与の見直し、職員数の削減)
- 公営企業改革(医療局・企業局)
- 県出資等法人改革
- 新しい県出資等法人改革推進プランの策定
- 地方独立行政法人改革
- 岩手県立大学の効率的な運営
- 岩手県工業技術センターの効率的な運営

## 今 後 の 予 定

- 素案の公表 9月18日
- パブリック・コメント 9月20日～10月22日
- 地域説明会 9月21日～

### 【素案の見直し】

- 案の取りまとめ・公表 11月中旬

### 【案についての意見聴取】

- 成案化・公表 年 内

- ※1 素案段階（9月）では、総論及び地域編は全てを、政策編は工程表以外を、改革編は骨子を公表するもの。  
2 案段階（11月）では、総論、政策編、地域編、改革編すべての内容を公表するもの。  
3 案を公表した後、市町村や関係団体等を対象として意見を徴し、修正を加えた上で成案化し、最終公表とするもの。